資料１

新制度における利用者負担について

１．現行の利用者負担の設定方法

（１）こども園（公私立保育所及び公立幼稚園）

・市が利用者負担額を決定する。
・平成２０年度に、こども園として利用者負担額を統一した。

【こども園の利用者負担額の概要】

区分	内容	利用時間
基本保育料	＜基本保育時間の利用にかかる費用＞ 所得階層区分に応じて決定（所得税額） ・０～２歳　（0 円から 47,000 円） ・３歳　（0 円から 12,000 円） ・４歳以上　（0 円から　8,000 円） ※【別紙１】「豊田市保育料徴収額表」参照	８：３０～１５：００
早朝保育料	＜早朝保育の利用にかかる費用＞ 月額 1,000 円の加算	７：３０～８：３０
延長保育料	＜延長保育の利用にかかる費用＞ １時間ごとに月額 1,000 円の加算	１５：００～１９：００
土曜日保育料	＜土曜日保育の利用にかかる費用＞ 月額 1,600 円（＋早朝・延長保育の利用可）	８：３０～１５：００

※その他、給食費、保護者の会等にかかる費用あり。

（２）私立幼稚園

・設置者が施設ごとに保育料を決定する。
・就園奨励費により保育料を補助し、保護者負担を軽減している。
・就園奨励費補助額は所得に応じる（市民税所得割額）。
・本市は、保護者負担がこども園と同等程度となるようにするため、就園奨励費を国基準額に上乗せして補助している。

（３）私立認定こども園

・保育所部分は、こども園と同様。
・幼稚園部分は、私立幼稚園と同様。

（４）認可外保育施設

・設置者が施設ごとに保育料を決定する。
・保護者負担に対する補助はない。
・本市は、豊田市認証保育所の認証を受けた施設に対し、運営費を補助している。

２．新制度における基本的な考え方

（１）利用者負担の設定について

新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

（２）利用者負担の設定が必要な区分

対象	認定区分	利用可能な施設・事業	
		国	豊田市
満３歳以上 教育のみ	教育標準時間認定（１号）	・幼稚園 ・認定こども園	・こども園 （・保育所認可園） （・幼稚園認可園） ・私立幼稚園 ・認定こども園
満３歳以上 保育が必要	保育認定（２号）：標準時間 保育認定（２号）：短時間	・保育所 ・認定こども園	・こども園 （・保育所認可園） （・幼稚園認可園） ・認定こども園
満３歳未満 保育が必要	保育認定（３号）：標準時間 保育認定（３号）：短時間	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業	・こども園 （・保育所認可園） ・認定こども園 ・地域型保育事業

（３）国の考え方について

〇教育標準時間認定を受けた子ども（１号）の利用者負担について

・現行の幼稚園就園奨励費を考慮した利用者負担水準を基本とする。
・施設・事業の種類を問わず、同一の利用者負担水準とする。
・所得階層区分の決定方法は、市町村民税額を基に行うこととする。

〇保育認定を受けた子ども（２、３号）の利用者負担額について

・保育標準時間認定を受けた子どもは、現行の保育所の利用者負担水準を基とする。
・保育短時間認定を受けた子どもは、保育標準時間を受けた子どもの▲１．７％を基本とする。
・施設・事業の種類を問わず、同一の利用者負担水準とする。
・所得階層区分の決定方法は、市町村民税額を基に行うこととする。

※【別紙２】「利用者負担について」参照

３．本市の対応方針について

【論点１】こども園（公私立保育所及び公立幼稚園）（０～５歳児）の利用者負担

✍協議のポイント

①所得階層区分の決定方法の変更について

・新制度では、保育料算定のための所得階層区分を、市民税所得割額で決定する方法が示されている。

・それに対し、現行のこども園は、所得税額を基に所得階層区分を決定し、保育料を算定している。

・なお、私立幼稚園は、市民税所得割額から所得階層区分を決定し、就園奨励費を補助している。

②利用者負担の年齢の区分について

・国が示す利用者負担は、０～２歳、３歳以上の２区分で設定されている。

・一方、本市のこども園は、０～２歳、３歳、４歳以上の３区分で設定している。

③保育時間による利用者負担の設定について

・国が示す利用者負担は、教育標準時間（４時間)、保育短時間（８時間)、保育標準時間（１１時間）で設定されている。

・一方、本市のこども園は、８：３０～１５：００の６時間３０分を基本保育時間とし、早朝・延長保育として１時間ごとに保育料を設定し、最長で１１時間３０分としている。

【３～５歳（１・２号)】

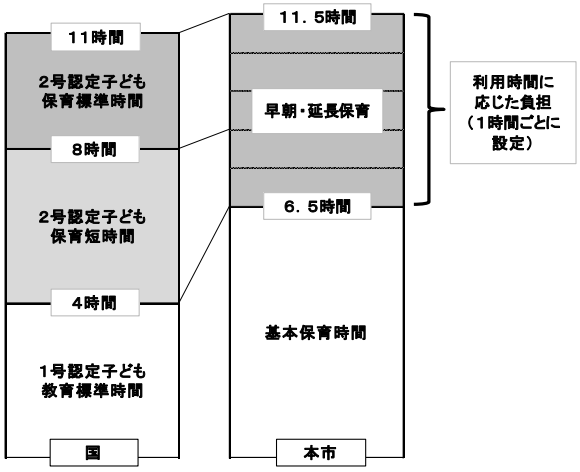

【０～２歳（３号)】

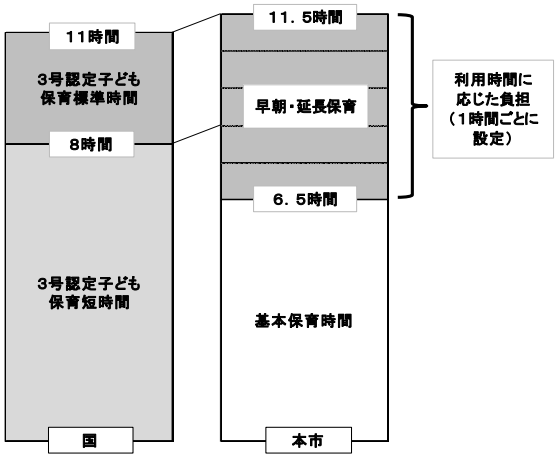

☞新制度への移行にあたっては、利用者に過度な不安を抱かせることがないよう、また、円滑な移行を図るため、国が定める上限額以内で、現行と同様の利用者負担とすることとしてはどうか。

・②、③については、現行どおりとしたい。

・①について、市民税所得割額は市が管理しているため、事務が簡素化される。また、保護者にとっても、必要な税資料の提出数が減るというメリットがあることから、現行の利用者負担に影響がないように、所得税額から市民税所得割額へと移行したい。

※【別紙３】「利用者負担イメージ（１、２ページ)」参照

【論点２】新制度に移行する施設・事業の利用者負担

・国において、施設・事業の種類を問わず、認定区分ごとに同一の利用者負担水準が示されている。ただし、市の裁量で、施設・事業ごとに異なる利用者負担を設定することは可能とされている。

✍協議のポイント

①私立幼稚園及び私立認定こども園（３～５歳児）

・私立幼稚園及び私立認定こども園の幼稚園部分については、就園奨励費の市単独の上乗せ補助によって、こども園の負担と同等程度となるようにしてきた経緯がある。

②私立認定こども園（０～２歳児）

・現行の私立認定こども園は、０～２歳児を保育所認可部分で受け入れており、こども園と同等の利用者負担としている。

③地域型保育事業（０～２歳児）

・地域型保育事業の入所の調整は、こども園と併せて市が実施することから、こども園と異なる利用者負担での案内は、利用者の理解を得ることが困難であると考えられる。
・その一方で、職員配置等の認可基準や設備において、地域型保育事業がこども園と同等ではない部分があるため、利用者の理解が得られるかの懸念がある。

☞どの認可施設・事業を利用しても、１号から３号の認定区分に応じ、新制度移行後のこども園と同等の利用者負担となるようにしてはどうか。

※【別紙３】「利用者負担イメージ（３ページ)」参照

【論点３】利用者負担の多子軽減の取扱いについて

✍協議のポイント

①現行の多子軽減の考え方

＜私立幼稚園＞

・就園奨励費制度により、小学校３年生以下の子どもからカウントして２人目以降の子どもが私立幼稚園を利用している場合に、第２子は半額、第３子以降は無償となるよう補助している。

＜こども園＞

・本市のこども園においては、就学前の子どもからカウントして２人目以降の子どもがこども園を利用している場合に、保育料を第２子は半額、第３子以降は無償としている。

②新制度における多子軽減の考え方

・新制度においては、１号認定子どもについては小学校３年生以下の子どもからカウントして２人目以降の子どもが施設・事業を利用している場合に、２号認定及び３号認定子どもについては就学前の子どもからカウントして２人目以降の子どもが施設・事業を利用している場合に、利用者負担を第２子は半額、第３子以降は無償とすることが示されている。

☞新制度への移行に当たっては、円滑な移行を図るため、利用者負担が変わらないよう、現行と同様の取扱いとしてはどうか。

【新制度移行時の多子軽減の取扱い（案）】

施設		カウント方法	多子軽減
私立幼稚園		小学校３年生以下の子どもから	第２子半額 第３子以降無償
こども園		就学前の子どもから	
私立認定こども園	１号	小学校３年生以下の子どもから	
	２号・３号	就学前の子どもから	
地域型保育事業		就学前の子どもから	

○その他今後検討が必要な事項

＜年少扶養控除の取扱いについて＞

・平成２２年に所得税法の改正が行われ、所得税及び住民税の年少扶養控除が税額算定の対象外となった。

・しかし、保育料及び就園奨励費の所得階層区分の決定については、税法改正後も、年少扶養控除を考慮することとされていた。

・新制度への移行にあたっては、国は、年少扶養控除を考慮しないこととして検討しているが、現時点では明確な方向性は示されていない。国の考え方が適用されると、利用者負担の所得階層区分の決定にほとんどの利用者が影響を受ける。

・今後、国からの情報提供を待ち、適切な対応を検討する必要がある。

４．今後の対応について

＜今後のスケジュール＞

・国の定める利用者負担水準は、公定価格と同様に、新制度の円滑な施行に向けて、自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、「仮」の利用者負担水準として提示がされたものであり、最終的には平成２７年度予算編成を経て決定される。

・本市における利用者負担額についても、国の利用者負担水準の最終的な決定を踏まえ、議会における条例の議決及び予算編成を経て決定する。

・しかし、次年度の私立幼稚園の入園の申込みは９月から、こども園の入園の申込みは１０月下旬から受付を開始する。

・利用者及び事業者にとって、利用者負担額は、利用する施設・事業を選択する際の重要な要素の一つであることから、できるだけ早期に「仮」の利用者負担額を提示したいと考えている。

＜今後の課題＞

・新制度移行後においては、多子軽減等の取扱いを含め、新制度の運用との整合性を取るため、利用者負担の改定について検討する必要がある。